

国土交通省直轄工事の入札契約 手続きの実施状況

国土交通省大臣官房技術調査課課長補佐 いわた よしゆき
岩田 美幸

1. 直轄工事での法対応状況

扇大臣が一昨年7月にご就任され、大臣のご指示のもと、公共工事の入札契約制度の改善のために、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入札契約適正化法」）」が同年11月に成立し、昨年4月より施行されています。また、同法第15条に基づく適正化指針も昨年3月に閣議決定されています。これらが実施に移行されてから早1年が過ぎました。そこで、本稿では国土交通省直轄工事における、入札契約手続きについての実施状況およびその後の入札契約に関する運用の改善に関する取り組み状況について報告いたします。

まず、入札契約適正化法に基づき、すべての公共発注者が実施しなければならない入札契約手続きに関する事項の直轄工事での対応状況について述べます。第一に発注見通しを含めた情報の公表に関してですが、これについては平成13年3月30日付けの通達等ですべて実施を措置し、法律が施行されると同時に運用しています。このほかに不正行為等に対する措置として、公正取引委員会に対する通知がありますが、これはすでに法施行以前に直轄工事では措置されていたので、引き続き実施することとしました。このように、国土

交通省直轄工事では、法施行と当時に入札契約適正化法で公共発注者が実施しなければならないこととされた事項すべてを実施することとしました（表参照）。

2. 指針等の主旨等を踏まえ実施したこと

入札契約適正化法第15条に基づく適正化指針に関連して、直轄工事で実施している事項について記します。適正化指針は法で義務付けられた事項とは異なり、法16条のとおり、公共工事発注者の努力事項です。努力事項とはいえ、国土交通省直轄工事では他の発注者の“範”たるよう、できる限り実施しています。具体的には表に示すとおりです。

また、以下に適正化法が施行された4月以降、直轄工事で指針等の主旨を踏まえ、新たに制度化や試行等を開始したものについて、記します。

(1) 入札時競争性の向上

入札時の競争性を高めるため、昨年11月より下記の四つの試行を新たに開始しました。

- ① 詳細条件審査型一般競争入札
- ② 公募型指名競争入札の拡大
- ③ 工事希望型指名競争入札の拡大
- ④ 指名業者数の多様化

このうち、①については、公募型指名競争入札

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に係る国土交通省直轄工事における対応						
法律・政令・指針 に係る項目	法律	政令	指針 (第2)	具体的な内容	対応方法	対応 時期
発注の見直しに関する事項の公表	§ 4	§ 2 ,3		対象工事の追加, 方法・時期の変更, 記入例の追加	通達「発注の見直しに関する事項の公表について」及び通達「発注の見直しに関する事項の公表の運用について」の策定	H13 4
入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報の公表	§ 5 § 15②一 § 16	§ 4	1(1)	公表事項, 方法等の一覧, 標準様式例を添付	通達「工事における入札及び契約の過程等に係る情報の公表について」の策定	H13 4
				指名業者名の事後公表	一部工事において試行	H14
談合情報を得た場合等の公正取引委員会への通知	§ 10		3(1)	談合情報対応マニュアルの改正(通知を行う場合及び情報開示のあり方について公正取引委員会との調整必要)	通達「公正入札調査委員会の設置等について」の一部改正	H14
一括下請負等の建設業許可行政庁への通知	§ 11		3(2)	下記「工事現場における適正な施工体制の確保のための措置」を参照		
一括下請負の全面禁止	§ 12			一括下請負禁止の例外規定の削除	通達「工事請負契約書の制定について」の一部改正	H13 4
工事現場における適正な施工体制の確保のための措置	§ 14		4(3) 5(1)	施工体制の把握のための点検内容, 結果の整理, 要領の策定, 施工体制台帳への写真の添付等	通達「工事現場における施工体制の確保等について」, 「工事現場における施工体制の点検要領の運用について」の策定及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」の一部改正	H13 4
第三者の意見を適切に反映する方策	§ 15②二 § 16		1(2)	審議対象工事の拡大等	通達「入札監視委員会の設置及び運営について」の廃止, 策定	H13 4
苦情を適切に処理する方策の策定・公表	§ 15②三 § 16		2(2)	苦情処理方策の方法等の整理等	通達「工事における入札・契約の過程等に係る苦情処理の方策について」の策定	H13 4
入札及び契約の方法の改善	§ 15②四 § 16		2(1)	公募型指名競争の拡大	試行の実施	H13
				指名業者数の拡大		
				入札金額の内訳の提出		
				技術力を活用した入札契約方式選定マニュアルの策定		
				企業選定マニュアルの策定と適用		
				契約後 VE の対象範囲の拡大	通達「契約後 VE 方式の試行について」の一部改正	H13 4
				設計施工一括発注方式の拡大	通達「設計・施工一括発注方式の実施について」の策定	H13 4
公共工事の施工状況の評価の方策	§ 15②五 § 16		4(1)	工事成績評定要領の見直しによる, 施工体制の点検事項の成績への反映 苦情処理方策の追加	「地方建設局請負工事成績評定要領の制定について」及び「同改正の運用について」の一部改正	H13 4

法律・政令・指針 に関する項目	法律	政令	指針 (第 2)	具体的な内容	対応方法	対応 時期
指名停止措置の厳 正な実施，措置基 準の見直し	§ 15②六 § 16		3(4)	指名停止措置の公表	実施中	
ダンピングの防止			4(2)	要領の策定	通達「低入札価格調査制度対象 工事に係る重点調査の試行につ いて」により実施	
ISO の活用			5(2)	試行の継続		
IT 化の推進等			5(3)	クリアリングハウスの活用	上記情報の公表関係の通達に明 記	H13.4
				電子納品の実施	通達の策定	H13.4
		電子入札の実施	試行の開始	H13.10		
発注者相互の連 絡，協調体制の強 化			5(4)	地方整備局ごとの連絡，協調体 制の整備		
関係法令等に関す る知識の習得	§ 20		3(5)	研修・説明会等の実施		
H13・14年度資格 審査関係				主観点数，客観点数の名称，点 数の算出方法等の見直し	通達「地方支分部局において工 事請負業者の資格を定める場合 の総合点数の算定要領」及び通 達「地方支分部局工事請負業者 選定事務処理要領」の一部改正	H13.3

の対象工事（概ね 2 億円以上，6.6 億円未満の工
事）で公募条件を満足する者はすべて指名する手
法であり，実質的な一般競争入札と同じで，事実
上の「一般競争入札の拡大」に当たるものです。
ただし，注意を要することは，ここでいう一般競
争入札とは，WTO に基づく政府調達協定に合致
する内外無差別の一般競争入札ではなく，過度で
ない地域要件等を公募条件として実施するもので
あり，見方を変えると発注者が指名の際に考慮し
ていた内容を，事前に公募条件として反映させよ
うとする方式です。

この四つの試行の詳しい背景，内容等について
は，本誌 1 月号において紹介していますので，ご
参照下さい。また，後述する適正化徹底のため
の方策検討委員会報告により，さらに詳細条件審
査型一般競争入札を拡大することとしており，平
成 14 年度は公募型指名競争入札のうち 1 割で実施
することとしています。

(2) 入札時内訳書の提出

適正化指針では，不良不適格業者の参入の排

除，不正行為等の防止の観点から，入札参加者
からの内訳の提出を促しています。また，このこ
とは，入札契約適正化法の衆・参議院それぞれの付
帯決議にも記されています。

国土交通省直轄工事では，以前は，一般競争入
札対象工事のみで入札時に内訳書の提示を求めて
いました。しかし，上記の背景を踏まえ本年 1 月
より公募型指名競争入札および工事希望型指名競
争入札の一部（2 または 3 割）で入札時内訳書の
提出を試行することとしました。さらに，詳細条
件審査型一般競争入札と同様，後述する適正化徹
底のための方策検討委員会報告により，平成 14 年
度では試行する割合を高め，公募型指名競争入
札では半数の工事の入札時の内訳書の提出を実施
することとしています。

(3) その他入札契約の手続きの改善等

これまでに記したことのほかに，入札時 VE 方
式等の民間からの技術提案を受ける入札方式にお
いて，提案内容の高度化に資するよう，これまで
は JV 対象工事ではなかった工事金額の工事にお

いても、工種が異なる者によるJVの結成を認める「異工種JV」の試行を行うなど、新たな制度改善に取り組んでいます。また、昨年11月には初めて電子入札を実施するなど入札契約に関する環境の整備、改善にも取り組んでいます。

なお、入札契約の運用に関しては、机上の検討だけでは十分なものでもなく、また、最良な手法を検討しようとするに長期の時間を要することになります。そこで、新たな制度を検討する場合は、国土交通省では、とりあえず大きな枠組みを整えた段階で、試しに実施して(よく言う「試行」とはこのこと)、利点および問題、課題を抽出、評価し、それを踏まえて必要な修正等を行い、新たな段階へ移行し、最終的に確立された制度として整えるという方法を用いている場合が多いです。この試行しているさまざまなメニューを「実験計画」と呼んでいます。このような取り組みを通じてさらなる手続きの改善を実施しているところです。

3. さらなる入札契約適正化の徹底のために

昨今の公共工事の入札契約に係る不正行為が次々に明らかになったことを踏まえて、本年2月8日、国土交通省では、扇大臣の指示により事務次官をトップとし関係局長等からなる検討委員会(「公共工事の入札契約の適正化徹底のための方策検討委員会」)を省内に設置し、入札契約適正化法の徹底およびそのフォローアップを図るとともに、発注者本来の責務である公共工事の品質の確保を図りながら、公共工事における不正行為の排除をより一層進めるための方策を検討し、去る3月27日に報告としてとりまとめました。そのポイントは、

I 入札契約適正化法の徹底及びそのフォローアップ

II 入札契約制度に係る運用改革

1. 透明性の向上... 予定価格の事前公表、現場説明会の廃止等
2. 競争性の向上... 一般競争入札等の試行拡大、技術力による競争の促進、工事費内訳書の提出の促進、地方公共団体における電子入札導入の促進
3. 発注者の品質確保能力の充実・強化... 発注者業務執行体制の充実等

III 不良・不適格業者の排除

などであり、これらの詳細な内容に関しては、すでに本誌5月号において紹介していますのでご参照下さい。

4. さいごに

以上、国土交通省直轄工事における入札契約適正化法、および同指針の対応状況について記しました。また、さらなる適正化の徹底に向けた取り組みについても触れました。そもそも、公共工事はその多くを国民からの税収を原資とするものであるため、その入札契約に関して不正行為はあってはならないことです。また、その公共工事の直接の実施者である発注者は、「公正さを確保しつつ、より良いモノを廉価でタイムリーに調達する責任」を有し(「発注者責任研究懇談会中間とりまとめ(平成11年4月 委員長:近藤次郎東大名誉教授)」)であり、その責任の遂行が求められています。これらのことを併せて考えますと、入札契約適正化に向けた普段からの取り組み、努力は当然のことであり、今後とも鋭意続けて参ります。また、このことは入札契約適正化法の対象である“工事”のみが当てはまるものでなく、測量や設計コンサルタント等を含めすべての公共調達について当てはまるべき事柄であるため、入札契約適正化法の主旨をすべての公共調達の実施の際に反映させていきたいと考えています。